

第7回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和6年1月25日(木)
- 2 開閉時間 午後4時30分開会 午後5時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
1番 小野寺昭一 2番 酒井雅憲 3番 佐藤美頭雄 4番 斉藤哲子
5番 開澤克明 6番 松田直人 7番 鈴木英博 8番 北村浩光
9番 坂上 修 10番 西永和美 11番 寺崎秀子 12番 安田周司
13番 山崎禎彦 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員
- 6 会議出席 松木事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 13番 山崎禎彦、1番 小野寺昭一
- 9 議事内容
報告第1号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第2号 使用貸借の解約の通知について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号 農用地利用集積計画の要請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第7回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、13番委員、1番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農業経営改善計画の認定通知について」から日程第3報告第2号「使用貸借の解約の通知について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案3頁をご覧ください。
報告第1号「農業経営改善計画の認定通知について」です。
農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。
議案は4頁になりますのでご覧ください。
1件の通知がありました。
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。
続きまして、議案6頁をご覧ください。
報告第2号「使用貸借の解約の通知について」です。
使用貸借の解約について通知がありましたので報告します。
議案7頁、8頁をご覧ください。
番号が2番の1件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、解約年月日は議案に記載のとおりです。
報告について以上です。
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、次の日程に入ります。
- 議長 続きまして、日程第4議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 主事 それでは、議案10頁をご覧ください。
議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。
合意解約通知の受理に伴い、合意解約による貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。
議案は11頁、12頁をご覧ください。

番号が 16 番の 1 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、議案の備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が、6 か月以内であるかの確認については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していることを確認しています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 5 議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案 14 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 15 頁、16 頁をご覧ください。

番号が 10 番から 11 番までの 2 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 1 頁から 2 頁、調査書が 3 頁から 4 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

全てあっせん案件です。

それでは、10 番から 11 番までのあっせん案件について、担当の委員さんより、補足説明についてお願いします。

2 番委員 10 番です。

12 月 1 日から 12 月 22 日まで、あっせん回数 4 回で成立しています。総額 900,000 円で成立しています。

1 番委員 11 番です。

12月19日から1月17日まで、あっせん回数4回で成立しています。
総額3,741,430円で成立しています。

議長 それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりました。

質疑はございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

委員 それでは、議案18頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は19頁から20頁までとなりますのでご覧ください。

番号が35番の1件でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の5頁、調査書が6頁に載せてありますので併せてご確認願います。

なお、35番の案件については、安田委員が議事参与の制限を受ける案件でございます。審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

12番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」の説明が終わりました。

この案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

35番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは35番の案件については、認めると決定しました。

12番委員 着席

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主事 次回の定例会についてですが、2月26日（月）17時からと考えています

が、よろしいでしょうか。

委員

問題無し。

主事

それでは、2月26日（月）17時からでお願いします。

主な関係機関の日程は、議案に記載のとおりです。

続きまして、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

（別添の資料で説明）

事務局からは以上です。

議長

それでは、以上をもって第7回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。